

(女性活躍推進法に基づく行動計画)

国立大学法人北海道教育大学一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づき、女性大学教員を増やし、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。

2 目標と対策

① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

目標 1 女性大学教員の割合 20% を目指し、女性大学教員を着実に増加させることにより、女性が個性と能力を十分に発揮できる環境の実現を目指す。

(取組内容) ① 教員採用の公募要領等にポジティブ・アクションを定めて、男女共同参画推進の活動をしている旨明記する。

② 大学ホームページ、学内掲示板 (hue-it) 等を利用して男女共同参画推進の活動についての広報活動を、学内外に積極的に行う。

③ 新たに採用した女性大学教員に対し、教育・研究体制の整備充実を図ることを目的として、新任女性教員スタート支援経費の支援を行う。

④ 女性大学教員を採用したキャンパスには、学長裁量経費の中から、教育・研究環境整備を目的とした「女性教員採用促進経費」を予算配分する。

② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

目標 2 職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度である子の看護にかかる休暇についての利用を促進し、取得率 60% 以上を目指す。

(取組内容) ① 特別休暇のうち特に職員の仕事と生活の調和に資するものについて積極的に周知を行い、取得を促す。

② 職業生活と家庭生活との両立支援に向けた、管理職を対象としたセミナーを実施する。